

## 事業運営方針

長崎県の地域経済活性化と雇用拡大のために、「地場中小企業への取引拡大支援」「起業・新事業展開への支援」「研究開発・事業化への支援」「企業誘致の推進」の4つの事業分野において、「企業の皆様との対話」「企業の皆様への情報提供」「企業の皆様へのフォロー」といった現場第一主義の徹底により、県内企業を総合的に支援していく。

「地場中小企業への取引拡大支援」については、ノウハウを積み上げた既存事業を強力に推進することで、県内企業の、県外からの新規受注獲得に貢献していく。

「起業・新事業展開への支援」及び「研究開発・事業化への支援」については、平成28年度に実施した機能強化のための組織改正効果をさらに向上させる年度と位置づけて、それぞれの事業に取り組む。

「企業誘致の推進」については、従来からの製造業、オフィス系企業を対象としたさらなる誘致に取り組むとともに、国境離島新法制定に伴い、県・関係市町と連携し、離島への企業立地の実現に向けても注力する。